

河川工作物アドバイザー会議設置要綱の改正について（改正案）

（目 的）

第1条 知床世界自然遺産地域科学委員会（以下、「科学委員会」という。）設置要綱第4条第3項に基づき、次の目的のために河川工作物アドバイザー会議を設置する。

- 2 サケ科魚類の遡上に及ぼす影響と防災機能の確保についての科学委員会における検討結果を踏まえて、河川工作物を管理する行政機関が検討を行うに際して、科学的視点から技術的な助言を得ること。

（検討事項）

第2条 アドバイザー会議は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- 2 知床世界自然遺産地域管理計画に基づき実施する長期モニタリング項目及び改良を実施した河川工作物において、改良効果のモニタリング調査、サケ科魚類の遡上・産卵状況等の把握及び改良効果検証に関する事項。
- 3 他の河川工作物を含め河川工作物を管理する行政機関が、必要に応じてその改良について改めて検討を加える際に、サケ科魚類の遡上に及ぼす影響と防災機能の確保に関する事項。
- 4 その他目的達成のために必要な事項。

（組 織）

第3条 アドバイザー会議は、科学委員会委員長の了解を得て事務局が委嘱する者の他、別紙による関係行政機関等をもって組織する。

~~2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。~~

~~3~~2 アドバイザー会議に座長を置き、委員の互選により選任する。

~~4~~3 座長は、アドバイザー会議を代表し、会務を統括する。座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は1年とし、再任されることを妨げない。

- 2 年齢が70歳を超える者は委員として選任しない。

（議事等）

第45条 アドバイザー会議は、事務局と調整の上で、座長が招集し開催する。

- 2 座長は、必要に応じて、委員以外の学識経験者等に対し、アドバイザー会議への出席を求めることができる。
- 3 アドバイザー会議の議事は、原則として公開するものとする。

（事務局）

第56条 事務局は、林野庁北海道森林管理局及び北海道によって構成し、対外的な連絡窓口は林野庁北海道森林管理局が務める。

- 2 事務局は、アドバイザー会議の運営に必要な事務を処理する。

（その他）

第67条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他アドバイザー会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、令和5年1月26日から施行する。

令和6年〇月〇日一部改正

(別紙)

○委員

- (座長) 中村太士 北海道大学大学院農学研究院教授
荒木仁志 北海道大学大学院農学研究院教授
ト部浩一 北海道立総合研究機構さけます・内水面水産試験場 さけます資源部
さけます研究グループ研究主幹
- (座長代理) 根岸淳二郎 北海道大学大学院地球環境科学研究院准教授
森田健太郎 東京大学大気海洋研究所海洋生物資源部門教授
安田陽一 日本大学理工学部土木工学科教授
渡邊康玄 北見工業大学地域未来デザイン工学科教授

○関係行政機関等

- ・環境省釧路自然環境事務所
- ・斜里町
- ・羅臼町

(事務局)

- ・林野庁北海道森林管理局
- ・北海道